

## 審 査 基 準

平成6年10月1日作成

法 令 名 : 保管場所法
根 拠 条 項 : 第13条第4項
処 分 の 概 要 : 運送事業用自動車の保管場所標章の交付
原権者(委任先) : 警察署長
法 令 の 定 め : 保管場所法第13条第3項(運送事業用自動車にかかわる届出) 保管場所法施行令第3条(届出事項) 保管場所法施行規則第3条(保管場所標章の交付の手続)
審 査 基 準 :
標 準 処 理 期 間 : 1日
申 請 先 : 申請書は、保管場所の位置を管轄する警察署の交通課(係)窓口 に提出してください。
問 い 合 わ せ 先 : 警察署 青森県警察本部交通部交通規制課規制第二係(電話017-723-4211)
備 考 :